

2027年度（2027年4月入学）以降の商学研究科（博士課程前期課程） 社会人入学試験について

商学研究科（博士課程前期課程）では、2027年度入学試験から、社会人入学試験における〔試験時間〕〔試験科目および配点〕を、以下のとおり変更いたします。

なお、詳細については、2026年6月頃にWebサイト上で公開する「2027年度 商学研究科学生募集要項」でご確認ください。

【出願資格】

次の（1）および（2）に該当する者

（1）次のア～コのいずれかの条件を満たす者

- ア 大学を卒業した者
- イ 大学改革支援・学位授与機構（旧大学評価・学位授与機構）により学士の学位を授与された者
- ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- オ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- カ 外国の大学その他の外国の学校（注1）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（注2）により学士の学位に相当する学位を授与された者（平成28年文部科学省令第19号）
- キ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすのに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ク 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ケ 大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- コ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、本研究科入学までに22歳に達する者

注1 教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限ります。

注2 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって上記オの指定を受けたものにおいて課程を修了することを含みます。

（2）次のアまたはイのいずれかに該当する者

- ア 出願時において、大学卒業後同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において引き続き2年以上勤務している者または2年以上勤務経験を有する者
- イ 本大学院において、個別の入学資格審査により、アに準ずる職歴を有すると認めた者

[出願書類]

- 志願票（提出用）
- 志望理由書
- 出身大学等の成績証明書
- 出身大学等の卒業証明書
- 研究計画書
- 業績報告書
- 研究業績（該当者のみ）
- 専門科目筆記試験免除の条件を満たす場合は、そのことを証明する書類の原本およびその写し（該当者のみ）
- 在留カードまたはパスポートの写し
★ 日本国以外の国籍を有する者のみ（特別永住者を除く。）
- 写真

[選考方法]

書類選考、筆記試験および口頭試問の結果を総合して合否を判定します。

[合否判定基準]

筆記試験および口頭試問の総合得点の高位順に合否を決定します。

ただし、筆記試験または口頭試問の得点が基準点に抵触する場合は、総合得点に関係なく、不合格となることがあります。

【筆記試験免除者】

口頭試問の得点の高位順に合否を決定します。

なお、商学研究科で学ぶために必要不可欠な素養を評価・審査するため、合格者数が入学定員を満たさない場合があります。

[試験時間]

筆記試験		口頭試問（※2）
専門科目	税制論（※1）	筆記試験終了後
10:00～11:30（90分）	13:00～14:30（90分）	

※1 **租税法研究または租税論研究を専修科目として選択する受験者は、専門科目に加えて「税制論」を受験する必要があります。**

※2 口頭試問の開始時刻および試験場等の詳細は、試験当日に指示します。

[試験科目および配点]

コース	専門科目	配点	税制論	配点	口頭試問の配点
研究者養成 ・後期課程 進学コース	次の5科目から1科目を選択 (※1・2) 【商学、経営学、経済学、会計学、統計学】	100	=	=	100
高度専門職 養成コース	次の5科目から1科目を選択 (※2・3) 【商学、経営学、経済学、会計学、統計学】	100	税制論 (※4)	100	100

※1 研究者養成・後期課程進学コースは、志望専修科目によっては、科目を指定する場合がありますので、「専修科目および担任者一覧」を確認してください。

※2 両コースの志願者で、次のいずれかに該当する場合は、専門科目試験（統計学）を免除します。

① 一般財団法人統計質保証推進協会が実施する統計検定（C B T方式を含む）2級以上に合格している者

② 一般財団法人日本規格協会が実施する品質管理検定（Q C 検定）2級以上に合格している者

※3 高度専門職養成コースの志願者で、次のいずれかに該当する場合は、専門科目試験（会計学）を免除します。

① 税理士試験一部科目合格者または税理士となる資格を有する者

② 公認会計士試験短答式試験合格者または公認会計士となる資格を有する者

③ 日商簿記検定試験1級合格者

※4 **租税法研究または租税論研究を専修科目として選択する受験者は、専門科目に加えて「税制論」を受験する必要があります。**

以 上